

○厚生労働省告示第二百二十七号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和七年厚生労働省告示第百四十三号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定により告示し、令和七年九月一日から適用する。

令和七年八月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第五の一の2の(2)中「二十五万リットル」を「六・七万リットル」に、「四十一万リットル」を「五十九・三万リットル」に改める。

別表の血液凝固第Ⅷ因子の項中「48,400」を「36,400」に、「567,700」を「555,700」に、「407,400」を「405,200」に、「975,100」を「960,800」に改める。